餇 ○飼料の 安全性 安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件 の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一 (昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五 部を改正する件新旧 対照

(傍線の部分は改正部分)

+

号)

号)第二条第三項の規定に基づき、 ラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、 リウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン リウム、 目的で使用されるものをいう。 ド類及びラクトン類のうち、 ル ナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、 クチナーゼ複合酵素、 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロ 餇 ン、ビフィドバクテリウム エ エフロトマイシン、 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、 フェノールエーテル類、 シウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、 料 \mathcal{O} 脂肪族高級アルデヒド類、 安全性の確保及び品質の改善に関する法律 クロストリジウム (略 ラクターゼ、 ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、バ コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス (エステル類、 ハロフジ 改 クエン酸モランテル、βーグルカナーゼ、グルコン酸ナト エンテロコッカス フェカーリス、 ラクトバチルス エーテル類、 フマル酸、 ノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシ フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒ ブチリカム、 サーモフィラム、ビフィドバクテリウム)、中性プロテアーゼ、 種又は二種以上を有効成分として含有し、 飼料添加物を次のように定める。 脂肪族高級炭化水素類、 フラボフォスフォリポール、モネンシンナト ケトン類、 正 アシドフィルス、ラクトバチルス クロルテトラサイクリン、サッカリン 脂肪酸 センデュラマイシンナトリウム (昭和二 アルカリ性プロテアーゼ、 デコキネート、 類、 後 テルペン系炭化水素類 エンテロコッカス 一十八年法 セレウス、バチルス 脂肪族高級アルコー セルラーゼ、 キシラナーゼ・ペ 律第三十五 シュード ナイカル 着香の サリ セル フ レウス、 て含有し、 肪族高級アルコール類、 ナトリウム、 リウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン リウム ニアマイシン、バチルス ネート、 ペン系炭化水素類、 イシンナトリウム、着香料 セルラーゼ、 リウム、クロストリジウム クチナーゼ複合酵素、 エシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、 餇 モネンシンナトリウム、 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、 第二条第三項の規定に基づき、 芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、 エフロトマイシン、 料の安全性の コザマイシン、 (略) バチルス バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウ ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バージ 着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、 ユードロンガム、 セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、 サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、 確保及び品質の改善に関する法律 フェノールエーテル類、フェノール類、 改 ビフィドバクテリウム クエン酸モランテル、βーグルカナーゼ、グルコン酸ナト エンテロコッカス フェカーリス、 脂肪族高級アルデヒド類 コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス ラクターゼ、 ブチリカム、 (エステル類、 フィターゼ、 飼料添加物を次のように定める 正 ラクトバチルス フマル酸、 エーテル類、 クロルテトラサイクリン、 サーモフィラム、ビフィドバ 一種又は二種以上を有効成分とし 昭 脂肪族高級炭化水素類、 フラボフォスフォリポ アルカリ性プロテアーゼ、 和二十八年法 ケトン類、 前 エンテロコッカス アシドフィルス、 芳香族アルコール キシラナーゼ・ペ セデカマイシン、 脂肪酸! センデュラマ 律第三十五 サ アンプロ

フ

ッカリン

デコキ

ラク

テ

類 ル

バリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ、硫酸コリスチン及びリン酸タイロートバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ、硫酸コリスチン シン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

兀

及びリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤 (略)